

## 多文化共生社会の構築に向けた取り組みの方向性

### 1. 基本方針 1 国際化に対応できる人材育成

#### (1) 国際理解教育の推進・多文化共生を担う人材の育成

外国人市民との互いの文化的差異を認め合い、共に地域づくりを進めていくためには、外国人市民が日本の文化を学ぶとともに、市民も自分とは異なった地域の文化や習慣を学び、体験する必要があります。このように、相互の理解によって多文化共生社会が構築され、そのことにより、国際化時代を担う人づくりに繋がると考えられます。

一方、本市の国際化推進において大きな役割を果たしているKIFAは、様々な多文化共生事業を年間通して実施してきたが、さらに多くの市民に周知を図り、その取り組みを拡大し、充実する必要があります。

また、多文化共生を推進するにあたり、国際交流センターにおいて、外国人市民と日本人市民が出会う場となり、より一層地域社会で共に協力して暮らしていくために、利用しやすく親しみやすい場所となることが重要です。

そのために、国際交流センターにおいて国際感覚や多文化共生意識の普及啓発に繋がるよう、各種講座やセミナーなどの学習機会や、多様な文化を体験する機会の充実を図ります。そして、まちづくり出前講座として、地域へ出向いて普及啓発を推進するために、その講師を勤められるような、日本人市民と外国人市民を繋ぐキーパーソンとなる人材の発掘を行っていきます。

さらに、国際交流センターを中心に、多文化共生に関わる活動をしているさまざまなグループや、ボランティアなどがともに集まり、情報交換や連携のきっかけとなることで、多文化共生を進めるネットワークづくりの構築につなげていきます。

#### 【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①国際理解教育の充実	市民がお互いに国籍に関係なく認め合い、尊重し合えるよう、学校において、児童・生徒だけでなく、保護者も対象にした国際理解プログラムの紹介や研修等の充実を図ります。また、外国人市民を講師とし、校外での子どもを対象とした、庁内連携を活用した事業を実施します。
②多文化共生の理解を促進する講座の実施	市民と外国人市民が多文化共生についての理解や認識を深められるように、本市とKIFAが協力し、イベントや講座、まちづくり出前講座等を実施します。
③多文化共生を推進する人材の育成	本市とKIFAが協力し、国際化普及啓発の役割を担う人材を発掘します。

## (2) 外国語（英語等）教育の推進

本市では、市の予算から嘱託としてNET（Native English Teacher、外国人英語指導員）を雇い、文部省（現、文部科学省）への教育特例法の申請により、小学1年生以上へ授業を行うことで、英語教育に力を入れています。また、英語を第2言語としている人の活用も目指し、国際的な英語に触れる機会を増やすことに努めます。

一方、校外において英語等に触れる機会を充実し、未就学児童から大人までが体験できる本市らしい取り組みに努めます。

### 【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①コミュニケーション能力の育成	<p>市立小中学校等において、児童・生徒の実態に応じて、相互理解を深めるコミュニケーション能力を育成するため、NET（Native English Teacher、外国人英語指導員）やボランティア等の活用を図ります。また、学習意欲を高めるために英語検定試験等の公費受験を推進します。</p> <p>一方、子どもや家族の集まりやすい場所や、地域の資源を生かした、英語等による体験活動を推進します。</p>

## 2. 基本方針 2 幅広い国際交流の推進

### (1) 市民主体の国際交流の推進

本市の本格的な国際交流は、平成4年のK I F Aの設立、続いて平成6年のカーメル市との姉妹都市提携に遡ります。

姉妹都市交流は国の政策として多くの地方自治体でも推進され、姉妹都市提携が締結されましたが、バブル崩壊後の経済低迷が続く中で、多くの地方自治体ではその意義を見出せず、衰退しています。

一方で、本市においてはK I F Aを中心に熱心に取り組み、カーメル市から市民功労賞を贈呈された市民もいます。本来、交流とはこのように草の根的な市民交流として、それが持続可能なものであることに意義があるものです。

本市は、今後も引き続きカーメル市との交流を推進するとともに、様々な国や地域との交流を市民主体で進めることを基本としつつ、必要に応じて行政間の連携が効果的と判断した場合などには、ゆるやかなパートナーシップから関係を築いていきます。

#### 【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①姉妹都市との市民交流の促進	国際理解、国際親善を深めるため、本市とK I F Aが協力し、姉妹都市であるアメリカ合衆国カーメル市との各種交流事業を実施します。
②市民・民間団体等の海外交流	市民団体が主体で行う様々な分野での海外交流を促進し、発展させるべきものについては本市が支援します。
③外国人市民と市民との交流促進	本市は、市民と外国人市民等が交流できる場を提供し、交流を支援します。
④国際交流センターの運営	本市の国際化・多文化共生施策の推進を担う拠点である国際交流センターの運営を通して、関係団体が連携して行う外国人市民への活動支援を推進します。
⑤日本の文化を知る機会の充実	異なった国や地域の文化や歴史を持つ人たちと交流を深めることにより、自分たちの地域の価値や歴史を再発見する機会を提供します。

### (2) 教育機関間等における交流の推進

教育の場における国際教育は、各学校において、各教科、道徳、特別活動などの指導、あるいは、学校独自の行事などをおして、様々な形で取り組んでいます。また、テレビ会議システムを積極的に活用して、海外との交流を推進しています。一方、K I F Aの協力により講師の派遣をしています。今後は高等教育機関や公民館などとも協力して交流を図ります。

**【取り組みの方向性】**

取り組み	内 容
①国際交流機会の拡充	教育メディアセンター等による海外の児童・生徒同士の交流機会を拡充します。また、K I F Aや高等教育機関、公民館などとも協力しながら交流を図ります。

### 3. 基本方針 3 多文化共生のまちづくり

#### (1) 行政・生活情報の多言語表示の整備

日本語を十分に理解できない外国人市民に対しては、その滞在が短期・長期にかかわらず、日常生活において必要となる情報を母国語で提供することはとても大事なことであり、心の不安を軽減することにつながります。また、日本人と同様にサービスを受けるとともに、地域で果たすべき責任を理解するためには、地域や行政の仕組みを正確に伝えることが重要です。

国では最近、関係府省庁が協力し、日本で生活を始める方を主な対象として、生活全般に関する基本的な情報を「生活・就労ガイドブック」として提供を開始し、今後の多言語化への対応が期待されるところです。また、一般財団法人 自治体国際化協会では、日本で生活するために必要となる基本的な情報を多言語で提供しており、さらにスマートフォンなどに対応するアプリケーションソフトにより外出先でも閲覧できるようになっています。

一方、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「OFIX」という。）が作成した『大阪生活必携』は、外国人市民が大阪府内に住むにあたって有用な情報が多言語で提供されています。いずれも項目は医療や福祉、暮らし教育、災害といった項目にまとめられており、まずは、それらの活用を推進します。

次に、本市が発信する独自の取り組み等については、別途多言語化を図る必要があります。現在、『外国人のための生活ガイドブック』を作成し、市及びKIFAのホームページ上に健康診断やごみの出し方、防災ガイド、子育て支援ガイド等の市独自の情報を英語・中国語・韓国語の3ヶ国語に翻訳し掲載しています。今後は、その他の情報や上記3ヶ国語以外でも翻訳を行い、一層の周知や公共施設等における多言語資料の充実を図るとともに、今後の普及が見込まれるクラウドサーバを活用した多言語音声翻訳機器の導入やその環境整備も検討します。

また、日ごろ目にする機会が多く、注意喚起や誘導の役目を果たすサインは、日本人市民のみならず、広く外国人市民へも周知が必要な情報であり、避難所等、特に生命にかかわるサインなどから多言語表示又はやさしい日本語での表示に努めるとともに、絵文字などイラストによる表示も推進します。

#### 【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①多言語による行政手続きの案内冊子の作成	外国人市民に向けた『外国人のための生活ガイドブック』の更新の定期的実施及び充実を図ります。
②国や大阪府、公益的関係機関が提供する暮らしに関する情報等の活用	国が提供する「生活・就労ガイドブック」や、大阪府内の情報が掲載されている『大阪生活必携』等の活用を推進するため、市等のホームページ上から接続可能とするなど、大阪府等の関係機関が作成している多言語化された情報の活用を図

	ります。
③多言語によるホームページでの情報提供	市のホームページに自動翻訳機能を追加し、多言語による情報発信に努めます。
④行政情報、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記	伝達内容を考慮しながら文書・施設の表示等の多言語化、ルビ打ち、ローマ字標記、ピクトグラム（絵文字）化、音声翻訳機器等を活用し、外国人市民が情報を確実に理解できるための支援を充実します。まず、市内に設置されている生命にかかわるサインから多言語表示又はやさしい日本語での表示を行います。
⑤多言語情報コーナーの設置	市役所内に多言語情報コーナーを設置する等、関係機関と協力し、外国人市民への多言語化した情報場所の充実を図ります。

## （２）外国人コミュニティ支援（日本語学習支援ほか）

外国人市民の中には、日々の生活において、近隣住民とのコミュニケーションが図れなかったり、各種行政サービスの利用や市民としての義務の履行に必要な情報が得られなかったりする場合があります。そのため、コミュニケーションを円滑に図ることができる多言語での生活相談を充実し、適切なアドバイスをすることで、生活上の不安を解消し、外国人市民の権利保障に努めます。

その上で地域住民との関係を築き、地域社会に順応した生活が出来るよう、地域行事への積極的な参加を促し、外国人市民の自立を促進するための支援体制の充実を図り、相談内容を施策に反映していきます。

なお、K I F Aでは、生活言語としての日本語を習得する機会として、また情報交換を行える場として日本語教室（日本語サロン）を設立当初より継続し、2011年には外国人市民同士の交流の場や情報の提供として活用するため、外国人市民同士を結ぶメーリングリストを立ち上げています。

### 【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①日本語教室の実施	生活に関する相談や、日本語レベルに応じた日本語学習機会の充実を図り、外国人市民と支援ボランティア双方が異文化理解を深める機会を提供します。
②日本語学習支援者の育成	日本語ボランティアの充実及びボランティア育成のための講座等を開催します。
③多言語による相談体制の充実	国際交流センター内に外国人市民の1次的な外国人総合相談窓口を設け、相談体制を充実し、周知を積極的に行います。また、今後の設置が予定される「多文化共生総合相談ワンス

トップセンター」との連携を図っていきます。

### (3) 外国人児童生徒の教育支援体制整備

国籍を問わず、全ての子どもたちには、健やかで将来に夢を持って育つことができる環境が必要です。外国人市民の子どもについては就学の義務は課せられていませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約や子どもの権利条約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れています。

大阪府教育庁では、『帰国・渡日児童生徒の受入れマニュアル』を作成し、学校生活の支援を図っています。この中で、「どこで生まれようと、どこで育てられようと、一人ひとりがかけがえのない子。言葉や習慣が違って、温かい気持ちは伝えることができる。」と記されており、帰国・渡日児童生徒に対してこのような意識を持つことが必要であると考えます。そのため、言語や文化の違いを認識し、それを共有するとともに互いの共通点をも認識し、お互いが理解し、尊重し合える環境の整備に努めます。そのことにより、帰国・渡日児童生徒が自らの民族と文化に自覚と誇りを持つことができるよう引き続き支援します。

本市においては、学校関係者及びK I F Aが連携し、帰国・渡日児童生徒及びその保護者が、言葉や生活習慣が異なることにより学校生活において支障をきたすことがないように、通訳者などの人材を地域で探し、受け入れ環境の整備を図っています。また、中学校卒業後の進学サポートとして、府が主催する帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業「多言語進路ガイダンス」（南河内ブロック）を、南河内の教育委員会や学校関係者及びK I F Aが連携し、開催しています。

今後も、自己の能力を最大限に発揮できるよう、児童・生徒が置かれている状況に配慮した学校への通訳の派遣、日本語指導や学習指導、学校生活への適応支援等の充実等、地域ボランティアとの連携を推進し学習支援に努めます。また、帰国・渡日児童生徒自身が先生の支援のもと講師となって、母国の言葉や文化を伝える取り組みも行います。

さらに、渡日保護者の場合、日本の就学制度への不理解や自身の将来展望が不明確で生活が安定しないことなどにより、その子どもの不就学につながる場合が想定され、子どもの不利益とならないよう、その保護者に対しても支援できる環境づくりに努めます。

#### 【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①自らのルーツを元にした多文化理解と保護者へのサポート	外国にルーツを持つ児童・生徒が自らの民族と文化に誇りと自覚を持つことができるように、学校へ児童・生徒向け及び保護者向けの多文化を理解するための取り組みに努めます。また、学校と連携し、孤立しがちな渡日保護者に対しても、日常生活の相談窓口としての国際交流センターを紹介するなど、交流の場を提供し、孤立を防ぎます。

②本人の意思と能力に応じた進学支援	個人の進学の意志と能力に応じて進学の機会を得るために、日本の進学制度を周知する機会を提供します。
③外国人児童・生徒への日本語学習の支援	学校・ボランティア団体が連携し、児童・生徒の置かれている状況に配慮した日本語及び教科の学習支援、学校生活への適応指導等の充実を図ります。
④学校施設の各種案内の多言語化及びやさしい日本語表記	校内の施設や注意表示について、多言語表記又はやさしい日本語表記、ピクトグラム（絵文字）の活用の充実を図ります。
⑤多言語化及びやさしい日本語表記による学校連絡文書の作成	学校からの配布物は、翻訳又はやさしい日本語表記、ピクトグラム（絵文字）の活用など、日本語の理解が不十分な保護者へ配慮します。

#### （４）安全安心支援（医療・保健・福祉）

外国人市民が健康な生活を送るため、医療・保健・福祉に関する多くの情報が必要です。外国人市民にとってこれらの制度は理解しにくいこともあり、必要な人に必要とするときに届くよう、制度や施設などの情報を提供し、その環境を整えていきます。

現在、K I F Aにおいて保健センター等から要請があれば、通訳者の派遣を行っていますが、医療の現場では専門用語も多いため、医療の専門用語が理解できる通訳者（以下、医療通訳者という。）を配置する取り組みが必要となります。しかし、各医療機関にて医療通訳者を配置しての対応は経費的にも難しく、本地域に外国人市民が少ないことも考え合わせて、近隣自治体等との広域連携による取り組みが必要です。

また、福祉においても、今後、介護施設での利用が増えることが想定されますが、施設での通訳者の配置は医療機関と同じく難しいと考えられ、前述の広域連携による取り組みにおいて、医療の専門用語と合わせて介護サービス利用における知識の研修も行います。なお、専門的な通訳研修のみならず、生活習慣、価値観などの違いへの配慮や守秘義務等の情報管理の研修も併せて実施してまいります。

#### 【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①医療福祉関連情報の充実	市内の医療・保健・福祉関係機関に対し、それぞれの制度や手続き等の多言語による周知及び情報提供を図ります。
②「大阪府医療機関情報システム」等の案内	英語で府内の医療機関を検索できる「大阪府医療機関情報システム」及び電話医療相談・通訳サービス等を提供している「NPO法人AMDA国際医療法人情報センター関西」を紹介します。
③外国人市民の救急対応	広域連携による医療通訳者の仕組みが構築されるまでの間、本市の国際交流センター担当課等の依頼により、K I F Aに



	<p>において、保健センターや地域包括支援センターから外国人市民を訪問する際に同行する等の連携を図ります。また、多言語問診票や音声翻訳アプリの普及を図ります。</p>
--	---

### (5) 防災情報の多言語化と外国人向け情報発信

外国人市民の防災に対する認識は文化や出身地域等によって異なります。災害時に備えて、外国人市民への言葉や文化に配慮した日頃からの適切な情報提供や防災意識を高めるための啓発が必要です。また、東日本大震災をきっかけに、地域防災力の向上や重要性が再認識されていますが、外国人市民の多くが地域社会とのつながりが少ないことから、災害時の安否確認や情報伝達の確保が困難になります。そのため、災害時に正しい情報を提供するための仕組みづくりと共に、災害時に助け合えるよう地域住民との関係づくりを推進することが重要です。

#### 【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①災害時に提供する情報の多言語化	防災・災害情報の多言語化ややさしい日本語、ピクトグラム（絵文字）の活用の充実を図ります。
②外国人市民への防災・災害対応に関する意識の啓発	外国人市民と地域が連携した防災訓練の機会の提供や外国人市民が防災・減災に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。

### (6) 外国人の就労支援と雇用関係者への意識啓発

外国人労働者には、経済情勢の変動により大きな影響を受けやすい不安定な雇用形態の問題や、雇用保険、社会保険の未加入などの問題があります。また、言葉が分からずに業務上必要な指導や指示を受けることが困難であったり、監督指導を行なった事業場の実に7割以上で労働基準関係法令違反が認められたという厚生労働省の発表（2019年8月）にあるように、他市では雇用主が労働基準法に違反して外国人を使用したりするなどの問題もあります。

本市では、国籍や人種、宗教など様々な要因に基づく差別がないように、外国人の人権も尊重します。そして、不当な労働を許すことなく、労働基準を順守し、良好な職場環境を形成するために、コンプライアンスのもと外国人の就労を支援します。

そこで、国が作成した「生活・就労ガイドブック」や、OFIXの作成した『大阪生活必携』などに書かれた、外国人市民が必要とする労働関係の情報を活用するとともに、通訳者が配置された国の機関である外国人雇用サービスセンターや外国人労働者相談コーナー等の周知に努めます。

また、本市においては商工担当部門に地域就労支援センターを設置しており、この機関と国際交流センターとが連携して支援を行っていきます。さらに、外国人労働者が就労上、他の日本人と良好なコミュニケーションを保てるよう、日本の文化や生活習慣も含めた日

本語学習事業への参加を促していきます。

**【取り組みの方向性】**

取り組み	内容
①関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供	国の機関である外国人雇用サービスセンターや外国人労働者相談コーナー、本市の地域就労支援センター等関係機関と連携し、就労に関する情報提供を行い、安定的な雇用の支援を行います。
②雇用関係者への意識啓発	本市や商工業関係団体などが協力し、市内企業へ日本語学習事業等の啓発を行い、外国人市民の雇用に関する市内事業所の理解を深めます。